

## 仮設住宅で使用した物品の無償引渡しについて（第3回）

平成27年4月3日

富岡町役場 生活支援課

大玉村応急仮設住宅で使用していたエアコン、照明器具等の物品を富岡町にお住まいだった避難者で新たに住宅を再建された方を対象に無償で引渡しを行います。

引渡しを希望する方は、以下にある要件等を確認したうえで、申込みの手続きをするようお願いします。

### 1. 申込みができる方

【仮設住宅、借上げ住宅を退居し、住宅を再建した方】

- ・住宅を購入（中古物件も含む）した方
- ・住宅を新築した方
- ・復興公営住宅の入居または入居が決定している方
- ・東京電力の家賃賠償となっている物件にお住まいの方

### 2. 募集物品と個数

- ①エアコン（ダイキン製：型名 F25MTES-W） **60台**  
冷房 2.5kw 暖房 2.8kw 2011年製（木造住宅6畳程度）
- ②照明器具（ダイコー製：型名 DCL-35341N） **150台**  
蛍光灯（6～8畳程度）
- ③消火器（ヤマトプロテック製：型名 YA-4X） **60台**  
粉末(ABC)・蓄圧式 使用期限 2021年迄 ボックスはありません。
- ④カーテン（レース含む：ベージュ 薄茶色） **15組**  
両開きタイプ 丈195cm 巾100cm  
※応募者多数となった場合は抽選となります。

### 3. 申込書の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

- 1) 富岡町役場コールセンター（0120-33-6466）に連絡して請求  
（コールセンターで受付後、申請書を送付します。）
- 2) 富岡町役場生活支援課（各支所・出張所）に来所して入手
- 3) 富岡町役場のホームページより申込書の様式をダウンロードして入手

申込む際は、証明書類の提出を求めますのであらかじめご準備ください。

- ・被災者であることを証明する書類

（例）被災証明書 罹災証明書

- ・住宅を再建したことが確認できる書類

（例）復興公営住宅に入居（予定）…入居許可書（入居予定者決定通知書）

住宅を新築・購入 ……………再取得住宅の登記事項証明書・謄本  
工事請負契約書（新築の場合）

不動産売買購入契約書（購入の場合）

※東京電力の家賃賠償（復興公営住宅を除く）となっている賃貸物件にお住まいの方は、町から東京電力に対し対象物件の情報を書面で照会しますので、これにご了解していただく同意書の提出をお願いします。

#### 4. 申込書の受付期間

受付期間：平成 27 年 4 月 8 日（水）～4 月 24 日（金）（消印有効）

#### 5. 引渡しの日・場所

日時：平成 27 年 6 月頃

場所：旧シニアガーデン（大玉村玉井字横堀平 158-10）

#### 6. 申込みをする際の確認事項（チェック願います）

物品の申込数は、各 1 台（組）までとさせていただきます。

申込者に対する引渡しの可否の判断は、福島県が行います。引渡しが決まりましたら、県と申込者で「物品譲与契約」を結び、その後物品の引渡しが行われます。

物品は、申込みされた方が指定された日時に引渡し場所まで直接出向き、受取ることとなります。本人が来られない場合は、委任状を作成の上、代理人を立ててください。

県・町が物品持ち出しの代行、費用の助成は行いません。

物品の動作確認、クリーニングは行っておりません。隠れた瑕疵（傷、故障等）があっても、県・町がその責めを負いません。物品に対する苦情、返品には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

インターネットオークションなど転売目的での応募はできません。

#### 7. 受付（問い合わせ）先

富岡町役場 生活支援課 住宅支援係 0120-33-6466